

1 施設入所申込みについて

1. 施設の利用にあたって

施設とは、保護者の就労や病気などの理由によりご家庭でお子さまの保育ができず、かつ同居の方も保育ができない場合に、保護者に代わってお子さまを保育する場所です。保育を必要とする要件を満たさない場合は、施設の継続利用をすることはできません。また、幼児教育や集団生活を体験させることのみを目的とする場合は、入所できません。

2. 町内の施設

●なかいこども園 [町立]

所在地 中井町井ノ口 1996-1 電話：0465-81-1128

●木之花保育園 [私立]

所在地 中井町遠藤 327 電話：0465-81-0243

3. 定員及び入所期間

●なかいこども園 109人

●木之花保育園 110人

*対象となるのは、満6か月から就学前までの保育を必要とするお子さまです。

4. 開所時間

●なかいこども園 [町立]

◎平日：7時30分～18時30分

◎土曜日：8時00分～17時30分

*「保育短時間」利用の場合、8時30分～16時30分を超える利用は通常の保育料以外に別途延長保育料（1時間あたり100円）を徴収します。

●木之花保育園 [私立]

◎平日：7時00分～18時30分

◎土曜日：7時00分～17時00分

*「保育短時間」利用の場合、8時30分～16時30分を超える利用は通常の保育料以外に別途延長保育料を徴収します（詳細は、園へ直接お問い合わせください。）

5. 教育・保育給付認定について

施設の利用にあたっては「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。詳細は、別紙「『教育・保育給付認定申請』手続きについて」をご覧ください。

6. 入所申請および教育・保育給付認定申請について

- 令和8年4月から町内施設へ新規入所を希望する方は、令和7年10月30日（木）から11月14日（金）の申込み期間中に必要書類を提出してください。町外の認可施設に入所を希望する方は募集期間が異なりますので、福祉課へお問い合わせください。
- 令和8年度も同じ施設に継続して入所を希望する方は個別に通知しますので、内容をご確認のうえ必要書類を提出してください。
- 5月以降の入所を希望する方は、入所希望月の前月15日までに必要書類を提出してください。

例) 令和8年5月に入所を希望する場合、令和8年4月15日までに書類を提出。

* 提出書類に記載した事項に変更が生じた場合は、すみやかに福祉課へご連絡ください。

* 15日が土日祝日の場合は、その前の開庁日が書類提出期限となります。

7. 提出書類など

次の書類をお子さま1人につき1部ずつ提出してください。

- ① 教育・保育給付認定（現況届）申請書
- ② 施設入所申込書
- ③ 施設入所調査票
- ④ 保育を必要とする事由を証明する書類（下記参照。④については各保護者分必要です。）

就労	「就労証明書」（※有効期限3か月） （自営業、内職、農業、親族間での雇用の場合は、別途添付書類が必要です。詳細は就労証明書裏面の記入例をご確認ください。） ※育児休業明けの場合、復職日によって利用申込ができる月が異なります。 ・1～15日付の復職 → 復職月の前月1日からの申込が可能 ・16～31日付の復職 → 復職月の1日から申込が可能
出産前後	「母子手帳」等出産予定日が確認できるものの写し
疾病・障がい	疾病の場合 「診断書」（発行日より2か月以内のもの） ※家庭保育ができない旨と治療期間が記載されている診断書が必要です。 障がいの場合 療育手帳、障害基礎年金の年金証書等の写し
求職活動	「ハローワーク登録証」等求職活動中であることが証明できるものの写し
就学	「在学証明書」および「就学時間のわかる書類（シラバス等）」
育児休業	「就労証明書」および「育児休業（復職）証明書」 ※育児休業を理由に新規入所はできません。育児休業明けによる新規入所は、就労でお申込みください。

- ⑤ 保護者、対象児童のマイナンバーを確認する書類（通知カード、個人番号カードなど）
- ⑥ 保護者（申請者）の身元確認書類（通知カードの場合必要です。）
→ 運転免許証、個人番号カードなど官公署発行の顔写真つきの証明書を1点または保険証・年金手帳など官公署発行の証明書を2点

8. 入所決定

令和8年4月入所は令和8年2月上旬に、令和8年5月以降の入所は入所希望月の前月下旬に通知します。

9. 退所手続

施設を退所する場合は必ず福祉課へ「退所届」を提出してください。また、在園施設にもあらかじめお申し出ください。

町外に転出してからも引き続き中井町の保育所に入所を希望される場合は、転出先の市町村で再度入所手続が必要となります。

退所の届出が遅れると、施設の利用がなくても保育料をお支払いいただく場合があるためご注意ください。

10. 利用者負担額(保育料)

国の基準に基づき、保護者の所得に応じた額（市町村民税所得割課税額に基づく保育料）を町が設定しています。

*詳細は別紙「保育料徴収基準額表」をご覧ください。

- 市町村民税が未申告の場合には、申請が保留されます。令和7年度市町村民税が未申告の方は至急申告をしてください。令和7年1月1日に中井町に住民登録のない方は、1月1日に住民登録のある市町村で申告してください。
- 住民票上の世帯が別であっても、実質的に同一生計の場合は世帯の合計額により利用者負担額を算出します。
- 海外赴任の方は、昨年中の年間給与支払額や社会保険料相当額等の控除額が記載された書類が必要です。

11. 幼児教育・保育無償化、多子軽減について

- その年度の4月1日時点で3歳児クラスから5歳児クラスまでの保育所、認定こども園等を利用するお子さまの利用者負担額は無償となります。ただし、教材費や給食費などの施設で徴収する費用については、無償化の対象外です。
- 「保育短時間認定」のお子さまの延長保育料は無償化の対象外です。
- その年度の4月1日時点で、0歳児から2歳児クラスのお子さまのうち、以下に該当するお子さまの利用者負担額は無償となります。
 - ・非課税世帯のお子さま
 - ・年収640万円未満相当世帯の第2子のお子さま（※）
 - ・所得階層にかかわらず第3子以降のお子さま（※）

※同一世帯から2人以上の就学前のお子さまが、保育園、認定こども園等を利用している場合に多子軽減の適用対象となります。

※年収640万円以上相当世帯の第2子のお子さまの利用者負担額は、半額となります。



12. 食材料費(給食費)の取り扱いについて

給食費は実費負担となります。費用につきましては、在園施設へお支払いください。

また、金額は施設により異なりますので、施設へご確認ください。

ただし、年収約 360 万円未満相当世帯のお子さま及び年収 640 万円未満相当世帯の第 2 子のお子さま、所得階層にかかわらず第 3 子以降のお子さまについては、副食費（おかず、おやつ等）が免除されます。

副食費の免除対象者には、町から「副食費免除のお知らせ」を通知します。

13. 利用者負担額の納入

安全確保と利便性を図るため、原則として口座振替をお願いしています。

納入期限および振替日は原則としてその月の末日となり、月末日が土日・祝祭日にあたるときはその翌日となります。

1 2 月のみ 25 日が振替日となり、25 日が土日・祝祭日にあたるときは、金融機関の翌営業日が振替日となります。

- 口座振替の手続きに必要な書類は福祉課で配布しています。

必要事項をご記入のうえ、金融機関の窓口へ直接提出してください。

【口座振替による納付が可能な金融機関】

横浜銀行 / スルガ銀行 / みずほ銀行 / 三菱 UFJ 銀行 / ゆうちょ銀行
かながわ西湘農業協同組合 / 中南信用金庫 / さがみ信用金庫

- 納付書は、福祉課より毎月中旬ごろまでに郵送します。以下の金融機関または役場会計課で期限までに納付してください。（なかいこども園在園者は園を通じて納付書をお渡しします。）

【納付書による納付が可能な金融機関】

横浜銀行 / スルガ銀行 / ゆうちょ銀行 / かながわ西湘農業協同組合
中南信用金庫 / さがみ信用金庫

※ 納付書による納付が可能な金融機関は変更となる場合があります。

